（収去証）

第十五条　法第十八条第一項の規定により当該職員が毒物若しくは劇物又はその疑いのある物を収去しようとするときは、別記第十六号様式による収去証を交付しなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

（電子情報処理組織による事務の取扱い）

第十九条　都道府県知事（販売業については保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務（次項において「登録等の事務」という。）の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）に記録し、これをもつて調製する。

2　（略）

（削る）

（フレキシブルディスクによる手続）

第二十条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出（特定毒物研究者に係るものを除く。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

（収去証）

第十五条　法第十七条第一項（令第三十六条の六第一項の規定により法第十七条第一項に規定する権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合を含む。）及び第二項の規定により当該職員が毒物若しくは劇物又はその疑いのある物を収去しようとするときは、別記第十六号様式による収去証を交付しなければならない。

（手数料の納付）

第十九条　法第二十三条の規定により国庫の収入となる手数料の納付は、それぞれその金額に相当する収入印紙を申請書にはつて行うものとする。

（申請書又は届書の提出部数）

第二十条　この省令の規定により地方厚生局長に提出する申請書又は届書の提出部数は、正副二通とする。

（読替規定）

第二十一条　製剤製造業者等（原体の製造（小分けを除く。）又は原体の輸入を行うため、第十条第一項に規定する登録の変更の申請を行う者を除く。）についての第一条及び第十条の規定の適用については、第一条第二項中「地方厚生局長」とあるのは「申請等の行為の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長」と、第十条第二項中「地方厚生局長」とあるのは「都道府県知事」とする。

（電子情報処理組織による事務の取扱い）

第二十二条　厚生労働大臣又は都道府県知事（保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項及び次条において同じ。）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務（次項及び次条第一項において「登録等の事務」という。）の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次条第二項において同じ。）に記録し、これをもつて調製する。

2　（略）

（電子情報処理組織による登録簿の送付の特例）

第二十三条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定により電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱う場合において、令第三十六条の八の規定により登録簿のうち同条第一項又は第二項に規定する者に関する部分を都道府県知事又は厚生労働大臣に送付しなければならないときは、同条の規定にかかわらず、当該部分の送付に代えて、電子情報処理組織によつて当該部分の内容を当該都道府県知事又は厚生労働大臣に通知することができる。ただし、電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱わない都道府県知事に対して行う通知は、書面によつて行うものとする。

2　厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る事項について、登録簿に記載（前条第一項の規定により、磁気ディスクをもつて調製する登録簿にあつては、記録）をしなければならない。

（フレキシブルディスクによる手続）

第二十四条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出（特定毒物研究者に係るものを除く。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「フレキシブルディスク等」という。）を提出することによつて行うことができる。